

問番号	問内容
-----	-----

基本事項

Q01-01 支援金の概要を教えてください。

文部科学省のガイドライン等に基づき、小学校等の臨時休業等が行われる場合があることを踏まえ、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや
 - ・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども
 - iii) 医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども
- の世話を保護者として行うことが必要となった、「委託を受けて個人で仕事をする方」に対し、支援金を支給することとしています。

最新の支援金の詳細な内容等については、厚生労働省のHPをご覧ください。

(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

本支援金の内容や申請手続等に関するお問い合わせは、以下のコールセンターに御連絡ください。

＜小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター＞

0120-876-187

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



Q01-02 いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。

令和4年12月1日から令和5年3月31日までに仕事ができなくなった日が対象となります（令和3年8月1日～令和4年11月30日までの仕事ができなくなった日に係る申請受付は終了しています。）。

（令和3年8月に、地域一斉での小学校等の夏休み期間の延長等の動きが見られたことを踏まえ、令和3年8月1日からを支援金の対象期間としていました。また、子どもの感染状況や小学校等の休業状況等を踏まえ、小学校休業等対応支援金は令和5年3月31日までを支援金の対象期間としました。）

Q01-03 居住する都道府県では緊急事態宣言が解除されたのですが、支援金を受け取ることはできなくなるのですか。

居住する都道府県で緊急事態宣言が解除されたかどうかや、いつ解除されたかにかかわらず、小学校等の臨時休業等が行われ、保護者として子どもの世話をを行う必要があるために、委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合は、支援の対象となります。

問番号	問内容
Q01-04	支給額はいくらですか。

令和4年12月1日～令和5年3月31日の期間中に仕事ができなくなった日は1日あたり4,177円です。

緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方に対する特例措置については、令和4年12月1日～令和5年3月31日は設定がありません。